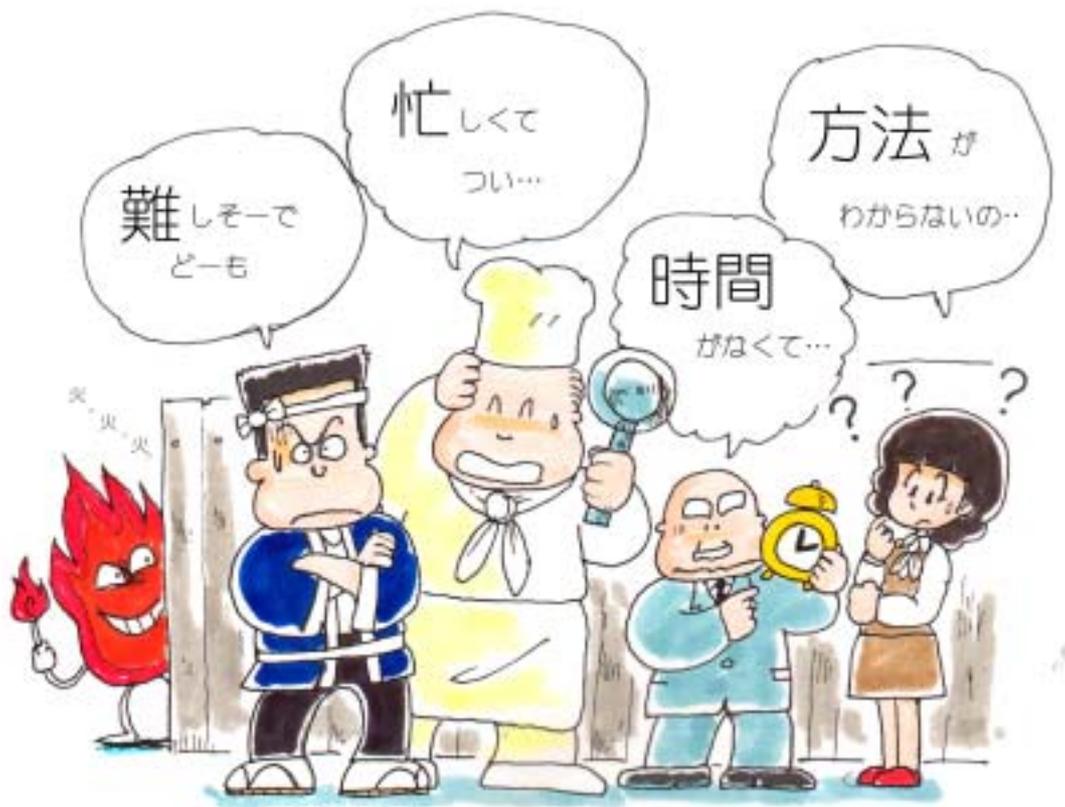


住宅用火災警報器

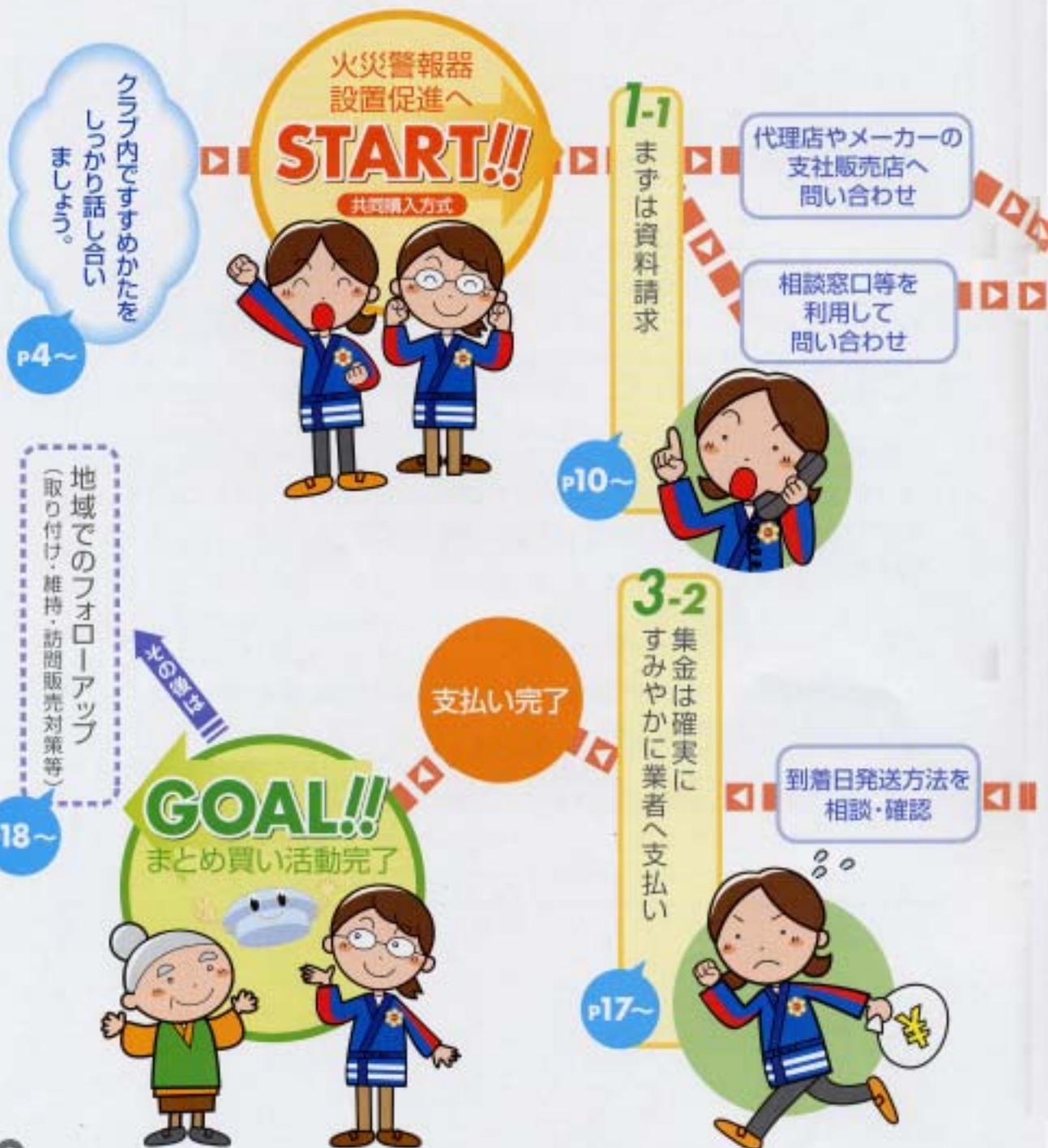
共同購入ガイド



資料内容は財団法人日本防火協会 婦人(女性)防火クラブによる
住宅用火災警報器共同購入ガイドから一部抜粋

まずは設置までのながれを 確認しましょう。

火災警報器を地域でまとめて購入するためのおもな手順はつぎのようになります。



事前に確認しよう

- 確認1 まとめて購入するためにはどんな方法がある? → (P7)
- 確認2 PR活動のポイントを確認しよう。→ (P8)
- 確認3 安心・安全なPRや購入活動の例や工夫するポイントは? → (P20)

知っておきたい情報

- 資料1 近年の住宅火災の状況 → (P23)
- 資料2 設置してよかった、火災警報器の奏功例 → (P24)
- 資料3 不適正な訪問販売に注意! → (P25)
- 資料4 火災警報器に関する相談連絡先について → (P27)



パンフレットサンプルが届く

1-2 メーカー・製品選びはじっくりと

p11~

クラブ内で検討

合い見積りをとる

資料請求先へ製品の問い合わせ



購入製品決定

1-3

製品が決まったら、購入にむけての相談・交渉へ

p12~

3-1

製品の引渡しは正確に

p17~



注文した個数・住戸の再確認

2-2

地区でまとめた個数を業者へ発注

p16~

購入へのPRをすすめましょう。

地域みなさんへ注文をとる

わかりやすい注文書づくりを!

2-1

引渡ししやすい地区単位に分けて注文・個数を取りまとめよう

p15~

契約

内容・項目をしっかりと確認して



地域でまとめて購入するには？

地域でまとめて購入する方法としては、大きく分けると共同購入とあっせん販売という方法があります。

共同購入方式

共同購入方式とは、地域で購入する製品を選び、住民のみなさんとまとめて商品を購入する方法です。



あっせん販売方式

あっせん販売方式は、地域であっせんする製品を選び、一定の期間に個人毎に注文したい商品を選んでもらい、個別に商品を購入する方法です。



どちらも地域でまとめて購入をすすめる方法ですが、ある程度まとまった個数を一括購入する共同購入では、注文個数によっては割引があるので、「割安感」もあります。

※ この冊子では、できるだけ安く一括して購入できる、共同購入方式での実施手順を中心に紹介します。



そのほか、地域でまとめて購入する場合には、業者へ協力をお願いしたり、購入にあたって契約を交わすこともあります。クラブ員でできること、業者や地域に協力をお願いしたいこと等、事前にしっかりと話し合っておきましょう。

コラム 集金方法にも工夫を

クラブ員や町内会のみなさんに集金していただくのは大きな負担となり、リスクもともないます。注文個数が多い場合は、最寄りの銀行に相談し、銀行の集金システムを利用するのも一方法です。最近は全国ネットのコンビニ業者と提携している銀行も多く、このシステムを利用し、1万余個の共同購入をおこなった全沢市婦人防火クラブは、「わずかな未納者の対応で済み、集金業務の労力は大幅に低減された。」とのことでした。

まとめ買いの活動・交渉のポイント

～ 状況別のポイントとアドバイス ～

手順
1

資料請求～相談・交渉

共同購入方式もありません方式も、各個人(女性)防火クラブで、まずはどのような製品があるのか、また価格がどのくらいなのかをパンフレット等で比較し、地域でまとめて購入するための製品選びが必要になります。

1-1 まずは資料請求 ✓

どのメーカーの製品を地域で購入するのかを選定するために、まずは情報収集として資料請求からはじめます。

問い合わせ先について

代理店やメーカーの支社・販売店等をさがす

地域の代理店やメーカーの支社・販売店等(以下「業者」といいます)をさがし、資料や情報を入手しましょう。さがし方がわからない場合は、最寄りの消防署または、住宅防火対策推進協議会のホームページにある住宅用火災警報器メーカー相談窓口や住宅用防災機器等取扱店リストも活用してみましょう。

資料請求のポイント

複数の製品を資料請求

資料請求の段階では、比較検討のためにも、複数の製品について資料請求するようにしましょう。

必要なパンフレット・サンプルの提供依頼

必要なパンフレットの部数やサンプルの個数を伝え、提供してもらえるかどうか確認しておきましょう。



1-2 メーカー・製品選びはじっくりと ✓

資料やサンプルが届いたら、クラブ内で相談しながら「どのメーカー」の「どの製品」でまとめ買いをするか選定しましょう。



選定するメーカー・製品は1つに絞ったほうが、複数の場合よりも割引があったり、取りまとめやすくなりますが、地域によっては「住民のみなさんも選択できるように」と複数のメーカーを選択するケースもあり、クラブごとに考え方はさまざまです。クラブ内でしっかり相談し、じっくりと選びましょう。

製品選びの際のポイント

製品の比較検討

各メーカーの製品には、保証期間や、電池の交換時期が異なっていたり、警報を音声や光で知らせるタイプなど、さまざまな製品があります。じっくり検討して「地域におすすめ」という製品を選定しましょう。

NSマークの製品

地域に安心な製品を紹介するため「NSマーク」の付いた製品を選びましょう。

わからないことは業者に相談

製品についてわからないことがあれば、資料を請求した業者の担当に相談し、きちんと理解しておきましょう。

合い見積りをとって比較

複数のメーカー・製品から見積りをとるなど、納得のいく製品選びを心がけましょう。

クラブ員の意見も取り入れて

クラブ内で相談し、クラブ員の意見も聞きながら選定しましょう。

1-3 製品が決まったら、購入にむけての相談・交渉へ✓

製品が決まったら、いよいよ購入についての相談・交渉をはじめます。
相談・交渉では、つぎのようなことを確認しておきましょう。

相談・交渉の際に確認すること

注文の時期や期間

いつごろから注文をすすめるかについて

価格について

1個当たりの価格がいくらになるのか。
またどの程度値引きがあるのかを確認。
(どれくらいの個数でどのくらいの値引きがあるか等)

契約項目や内容はしっかりと確認を

契約を結ぶときには、次のような内容をしっかりと
確認しておきましょう。



最低限これだけは確認しましょう。

契約の成立時期、契約の有効期間など

例. 平成〇年〇月〇日に契約を締結、〇年間有効

履行の場所など

例. 契約者の住所にて注文後〇日までに商品を引渡す

契約の相手、対象者など(必ず団体として契約しましょう)

例. 売主(〇〇事業所)と買主(〇〇婦人(女性)防火クラブ)

契約の対象、目的物など

例. 品名、数量、価格

その他の確認事項

例. この契約で実行される内容、支払の方法、保証の内容、契約解除・
損害賠償の条件、業者の協力内容など

たとえ契約書を作成しない場合でも、法律上は、当事者同士の意思の合致により契約が成立することになりますので、上記の項目については必ず確認しましょう。

ところで、相談・交渉と同時に婦人（女性）防火クラブとしては、地域でまとめて購入するためのPRもすすめていくことになります。

この時点でPRの際に必要なカタログやサンプルの提供等についても相談しておきましょう。

ただし必ず業者の協力が得られるということではないので、どのような協力が得られるかについては、クラブの意見も伝え、相談することが必要です。



参考までに既に購入をすすめている地域では、つぎのような協力が得られたようです。

注文する業者の協力について

- 製品のパンフレットやPR用のサンプルの提供
- 住民への回覧・注文用のパンフレットの作成
- 取り付け方の説明や取り付けの協力
- 火災警報器取り付け済みシール製作 等



手順 2

注文～納品

販売店等の業者側との購入、引渡しにむけての相談・交渉がまとまったら、早速地域へまとめて購入することをPRし、注文個数を地域で取りまとめて、業者へ注文し、製品を受け取ります。

2-1 引渡しやすい地区単位に分けて 注文・個数を取りまとめよう ✓

製品が決まってから、各クラブ員が住戸ごとに注文をとったり、回覧板等を活用しながら注文個数を取りまとめます。回覧する際は、自治会等の了解や協力も必要になるでしょう。

またひとり暮らしの高齢者の方等へのPR・注文は、民生委員や福祉活動団体の方の協力があるとよりスムーズにおこなえる場合もあります。

注文の際に心がけること

地区ごとに注文

引渡すときのことを考えて、できるだけ地区ごとに分けて注文をとっておきましょう。

注文受付期間の明記

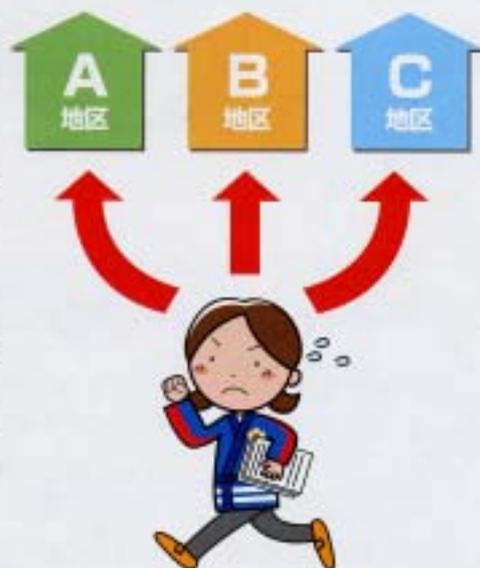
注文受付後に追加で注文や個数の変更を求めてくる場合も考えられます。

注文書には注文期間(特に締め切り日)をしっかりと明記しておくとともに、変更があった場合の対処について、業者と相談・確認しておきましょう。

取り付けの希望確認は注文時に

製品の引渡し時に、クラブ員や地域団体、業者などへの取り付けの依頼について希望をとる場合は、注文とあわせて聞いておきましょう。

※ 特に業者に依頼する場合は、協力してもらえるかどうかを相談のうえ、取り付け日時などの調整もおこなう必要があります。



地域によっては、高齢者や障害者の福祉サービスとして火災警報器を助成・支給している場合があります。このような場合は、共同購入の対象外となると思われますので、あらかじめ福祉部局などに確認しておきましょう。

2-2 地域でまとめた個数を業者へ注文 ✓

地域でまとめた個数を業者へ発注します。場合によっては、取りまとめた地区ごとに業者へ発注する場合も考えられます。

発注する個数や配送の方法は、注文する個数がまとまった段階で、間違いのないよう、業者と確認しておくことをおすすめします。



発注の際に確認すること

製品到着日の確認

住民のみなさんへお知らせするためにも必ず確認しておきましょう。

配送の方法と手数料の確認

地区ごとに個別に配送するのかあるいは所定の場所一括配送してもらうか等クラブとしての希望する配送方法を業者へ伝えましょう。その際配送手数料等がかかるかについても確認しましょう。

配送場所に十分な保管スペースはありますか？

注文する個数によって異なりますが、一度にたくさんの注文がある場合には、配送されてきた製品を安全に保管できる場所を確保しておかなくてはなりません。
不安のある場合は、業者の方にも相談してみましょう。

手順
3

住戸への引渡し・集金

注文した製品が届いたら、届いた製品の個数に間違いがないか確認し、住民のみなさんへ引渡し準備をすすめます。

また支払いの際に間違いのないよう、製品と引き換えに集金をおこないます。

3-1 製品の引渡しは正確に ✓

注文のあった住戸へは、引渡す個数を間違えないよう気をつけましょう。

事前に、引渡す地区ごとに個数を仕分けしておくこと、間違いを防ぐことができます。

引渡し前は、ここに注意

届いた個数をまず確認

注文した個数と届いた総数に間違いはないか確認しましょう。また、足りない場合は必ず業者へ確認しましょう。

※複数の場所に配送をしている場合は、一方で余りが出ていることも考えられます。

仕分けや受け渡しの際に破損や不具合が見つかった場合

まずは業者へ連絡し、対応を確認しましょう。

3-2 集金は慎重に、すみやかに業者へ支払い ✓

製品を引渡すとともに、代金の集金をおこなうこととなります。金銭の取り扱いは慎重・確実におこなきましょう。

また集金が完了したら、すみやかに業者へ支払いを済ませましょう。

集金・支払いでの確認

できるだけ代金引換での
製品引渡しを心がけましょう

集金・引渡しに間違いが起きないように、できるかぎり、「代金引換での製品引渡し」をおすすめします。集金方法には、ほかにも銀行の集金システムを利用する方法もあります。(→ P.8参照)

業者への支払い方法は確認していますか

業者への料金の支払い方法についても、必ず確認しておきましょう。



購入活動終了・・・そのあとは？

～ 設置後のフォローアップ活動のすすめ ～

注文した地域のみなさんへ製品を引渡し、集金・支払いが完了すると、活動も一段落です。まだ火災警報器を取り付けていない地域がある場合は、設置を呼びかけ、地域でまとめて購入するようすすめましょう。

引渡し後に、地域のみなさんから取り付け方や定期点検などについて問い合わせがあるかもしれません。保証期間内であれば、業者またはメーカーが対応しますので、保証書等にある問い合わせ先から、対応を求めましょう。

多くの場合は誤作動による問い合わせが考えられますので、警報音の止め方などは、PR活動や引渡し時等に事前に周知しておくことも、フォローアップとして有効なポイントとなります。

またどのような不具合があったかを知っておくと、今後の対応にも役立つかもしれません。是非確認しておきましょう。



引渡し後のことを業者とも確認しておきましょう

引渡し後の不具合やわからないことへの問い合わせ先

住民のみなさんも購入後に気づくことやわからないことが出てくることもあります。こうした場合の問い合わせ先を確認しておきましょう。

設置後のフォローアップ活動について、可能な限り取り組むことで、住民のみなさんの理解も深まり、今後の地域での防火活動の強化へとつながります。



できるだけ地域の取り付け等にも協力を

地域の安心・安全を守る体制づくりへ

取り付けたら活動が終わるわけではありません。

定期的な交換や機器によっては定期点検など、今後は地域の安心・安全を守る体制づくりも必要です。

コラム

フォローアップ活動

～住戸に立ち入るときは複数のクラブ員で～

取り付けや設置後のトラブル等で住戸に立ち入るときは、「ものがなくなった」等のトラブルをおこさないためにも、1人では立ち入りはせず、できるだけ2人で訪問するようにしましょう。

また住民のみなさんのなかには、高齢者や障害のある方、認知症の方もいます。

こうした方の住戸への立ち入りは、民生委員等に同伴をお願いしておこなうとよいでしょう。



購入方法等の問い合わせ相談窓口一覧

住宅用火災警報器に関すること及び購入方法等についてのお問い合わせは、各メーカーの相談窓口で相談ください。

ガイドブックから抜粋し調査した相談窓口

会社名・部署名	電話番号	ホームページ
ホーチキ株式会社 北関東支社	048 - 665 - 2057	http://www.hochiki.co.jp
能美防災株式会社 北関東支社	048 - 642 - 0147	http://www.nohmi.co.jp/jukeiki/index.html
ニッタン(株) 機器販売統括室 新商品企画営業課	03 - 3468 - 1483	http://www.nittan.com/
松下電工(株)電材マーケティング 埼玉電材営業所	048 - 600 - 5550	http://biz.national.jp/ebox/jukeiki/
ヤマトプロテック(株) 埼玉支店	048 - 652 - 1345	http://www.yamatoprotec.co.jp
(株)モリタ 防災事業本部 事業統括部 企画マーケティング課	03 - 5777 - 5082	http://www.morita119.com

地域の販売店検索は、住宅防火対策推進協議会のホームページに全国の販売店が掲載されています。<http://www.jubo.go.jp/index2.html>

三郷市内の登録販売店抜粋

会社名	電話番号	住 所
ユーショップイノウエ	953 - 0735	三郷市新和3 - 162
ケーヨーホームセンター 三郷鷹野	956 - 5980	三郷市鷹野4 - 430
恩田電気(株)	955 - 0450	三郷市東町345
エネスタ三郷	957 - 8120	三郷市彦成3丁目7街区2号館101号
(有)エイエスケイ	957 - 9210	三郷市早稲田4 - 21 - 5
(株)マツダ商事	957 - 5572	三郷市早稲田6 - 20 - 4

わが町の取り組み

～火災による犠牲をなくすために～

宮城県松島町防火クラブでは、PRをすすめるにあたって、はじめのうちは婦人防火クラブの「茶の間から茶の間へ」のクチコミ運動が最適なのではと考えていました。ところがわが町で火災が発生し、悲しくもいたましい焼死者が2人も出てしまったのです。

もし何らかのかたちで火災の発生を知らせてくれる火災警報器がついていれば逃げる事が出来たはずと思うと、改めて火災警報器の必要性を感じました。

そこで家計に負担にならない様、まず各家庭1個から始め20年6月1日までに必要な個数を取り付けるというPRをすすめることになりました。

各地区の婦人防火クラブの役員が中心となり各戸をまわり説明し理解を得て推進し、約1ヶ月の間の活動で814個の火災警報器を取り付けていただくことができました。

取り付けにあたっては、地区の行政連絡員も協力して取り付けました。またある地区では自治会長に一人暮らしの高齢者宅に住宅用火災警報器の必要性を説明し、自治会の予算で購入し、民生委員さんと共に取り付けをする事もできました。

取り付け地域では、すでに警報器が作動したとの報告もありました。

原因は煮物をしながらちょっとと思って外に出てしまったそうです。警報器の音にびっくりして家の中に入ると煙が充満し、なべは真っ黒だったそうです。警報器のおかげで火事には至らなかったと！まずはひと安心です。

このように、火災警報器を取り付けることによって、被害を未然に防ぐことができます。みなさんの地域でも、1人でも多くの住民のみなさんへ火災警報器の必要性を知っていただき、早期の設置へむけて計画的にPR活動をすすめましょう。



※ そのほかにも各地で、いろいろな工夫ある活動に取り組んでいます。

詳しくは「PR・購入活動へひと工夫」P.20へ。